

亀山市告示第164号

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成28年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この告示は、 <u>ひとり親家庭等</u> が、 <u>修学等の自立促進に必要な事由、</u> <u>疾病等</u> により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣する等必要な支援を行うことによって、ひ	(目的) 第1条 この告示は、 <u>母子家庭、父子家庭及び寡婦</u> （以下「 <u>ひとり親家庭等</u> 」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由 <u>や疾病などの事由</u> により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」

とり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 [略]

2 この告示において「ひとり親家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦をいう。ただし、離婚調停中等の離婚前の困難を抱える母又は父を含む。

3 この告示において「児童」とは、おおむね生後6か月を超え満20歳に満たない者をいう。

(派遣の対象)

第4条 家庭生活支援員（第10条第1項の規定による認定を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号のいずれにも該当するひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。

(1) 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、児童扶養手当支給世帯又は前年（1月から7月までの間にあっては前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額未満である世帯

(2) 次に掲げるいずれかの事由

という。)を派遣するなどして、必要な支援を行うことによって、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 [略]

[項を加える。]

2 この告示において「児童」とは、おおむね生後6箇月を超え満20歳に満たない者をいう。

(派遣の対象)

第4条 家庭生活支援員（第10条第1項の規定による認定を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。

(1) 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給世帯

(2) 次に掲げるいずれかの事由

<p>により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められること。</p> <p>ウ [略]</p>	<p>により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、<u>失踪</u>、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められること。</p> <p>ウ [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

「
様式第1号中 1. 母子家庭 2. 父子家庭 3. 寡婦 を
」

「
1. 母子家庭 2. 父子家庭 3. 寡婦 4. 離婚前の困難を抱える母又は父 に改める。
」

附 則

この告示は、公表の日から施行する。